

## ○刑事警察強化対策委員会の設置について

(平成22年4月14日島刑企甲第109号ほか県警察本部長通達)

最近の犯罪情勢は、組織化、広域化、IT化の傾向がより一層顕著となっているほか、捜査員の新旧交代にともなう捜査力の低下が懸念されるなど、本県刑事警察を取り巻く環境は著しく変化している。

このような情勢を踏まえ、本県刑事警察を取り巻く諸問題に的確に対応し、刑事警察の更なる充実強化を推進するため、本日付でみだしの委員会を次のとおり設置することとしたので、実効の挙がるよう努められたい。

### 記

#### 1 設置

島根県警察本部に、刑事警察強化対策委員会（以下「委員会」と云う。）を置く。

#### 2 任務

委員会は、刑事警察を取り巻く諸問題を抽出し、その具体的かつ効果的な改善方を総合的に検討することにより、刑事警察の充実強化に資することを任務とする。

#### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。

#### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) (1)(2)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 5 幹事会

- (1) 委員会を補佐させるため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に定める者をもって充てる。
- (3) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して幹事会への出席を求めることができる他、幹事会の事務を補佐するためにプロジェクトチームを設置することができる。
- (4) 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、本県刑事警察における諸問題の細部事項等について検討し、委員長に報告するものとする。

#### 6 庶務

委員会、幹事会の庶務は、刑事部刑事企画課において行う。

別表 1

## 刑事警察強化対策委員会編成表

委員長	刑事部長
副委員長	刑事部参事官（刑事企画課長）
委員	捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、鑑識課長、科学捜査研究所長

別表 2

## 刑事警察強化対策委員会幹事会編成表

幹事長	刑事部参事官（刑事企画課長）
副幹事長	刑事部調査官（刑事企画課調整官）
幹事	刑事企画課補佐（企画補佐、指導補佐、庶務補佐）、捜査第一課（次長、補佐）、捜査第二課（次長、補佐）、組織犯罪対策課（次長、補佐）、鑑識課（次長、機動鑑識隊長）、科学捜査研究所科長（副所長、科長）